

08 文部科学省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0830010	小・中学校における公設民営方式の容認	構造改革特別区域法第20条	地方公共団体と民間主体が、連携・協力して公設民営学校を設置する学校法人を設立し、地方公共団体が、財政面でその支援を行うとともに、当該学校の設置運営に関し、一定の関与を行う。本制度は、幼稚園と高等学校を対象とする。	C		公私協力学校制度は本年10月から施行されておりますが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かすこと、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとする新しい制度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が課せられておらず、授業料等の徴収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行政制度全般との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校に対象を拡大することは困難です。			C	I	資産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となっております。このような従来型のいわゆる「公私協力方式」の学校設置は、小・中学校についても行われており、当該方式により設置された私立学校は、各都道府県の判断により、私学助成の対象となっているところですが、また、当該学校の設置に当たり、廃校施設を使用することは、その所有者である地方公共団体の判断により可能となっております。なおこの場合、国庫補助を受けて整備された施設であっても、一定の要件を満たすものについては、本来必要とされる国庫納付金の納付を免除しています。						1002010	不登校児童生徒等の支援を目的とした、いわゆる特区学校の対象者は、大部分が小中学生である。特区学校は、必ずしも不登校等の支援を目的とするのではなく、当事者とは他に関するものがある。そうした切実なニーズを有する特区学校の設立の最終的なハードルは、資産要件であると言っても過言ではない。現在の公私協力学校制度を小中学校にまで拡大すれば、一般的な私学の設置とは異なる性質を持った不登校児童生徒等を支援する特区学校を格段に設立しやすくなると思われる。	特定非営利活動法人 東京シューレ	文部科学省	
0830010	小・中学校における公設民営方式の容認	構造改革特別区域法第20条	地方公共団体と民間主体が、連携・協力して公設民営学校を設置する学校法人を設立し、地方公共団体が、財政面でその支援を行うとともに、当該学校の設置運営に関し、一定の関与を行う。本制度は、幼稚園と高等学校を対象とする。	C		公私協力学校制度は本年10月から施行されておりますが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かすこと、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとする新しい制度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が課せられておらず、授業料等の徴収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行政制度全般との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校に対象を拡大することは困難です。			C	I	資産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となっております。このような従来型のいわゆる「公私協力方式」の学校設置は、小・中学校についても行われており、当該方式により設置された私立学校は、各都道府県の判断により、私学助成の対象となっているところですが、また、当該学校の設置に当たり、廃校施設を使用することは、その所有者である地方公共団体の判断により可能となっております。なおこの場合、国庫補助を受けて整備された施設であっても、一定の要件を満たすものについては、本来必要とされる国庫納付金の納付を免除しています。 なお、ご意見にてご指摘いただいております点については、具体的な課題はもとより、「地方公共団体に対する学校の設置義務」「授業料の徴収等」「義務教育制度に係る行政制度全般」について十分に慎重な議論が必要であり、義務教育段階に公私協力学校制度の対象を拡大することは困難であり、ご理解いただきたく存じます。					1114010	左記の中教審答申では「憲法で保障された児童生徒の義務教育を確実に保障する観点から、義務教育課程における公設民営は「特に慎重に検討する必要がある」とされています。本提案も、義務教育の継続性・安定性は特に重要視されるべきであると考へます。そのために、中教審答申と同じく「公立」の学校を設置し、各自らの廃校、または既存廃校においても公設民営化においても公設民営化を認めることで、民間としては施設設置にかかるコストが削減できます。公設民営での学校運営にあたっては2004年3月4日に発表された中央教育審議会の答申に依拠します。	株式会社/ブワ	文部科学省		
0830020	不登校支援のための学校における管理職資格要件の緩和拡大	学校教育法施行規則第8条、第9条、第9条の2、第10条	学校教育法施行規則第9条の2の規定により、国立もしくは公立の学校の校長の任命権者又は私立学校の設置者は、学校の運営上特に必要がある場合には、第8条、第9条に規定するもののほか、第8条各号に掲げる資格を有する者と同等の資格を有すると認められる者を校長として任命し又は採用することができる。	D	B-2	校長については、平成12年の制度改正により、いわゆる民間人校長の登用が可能となったところで、具体的には、学校教育法施行規則第9条の2に基づいて、国立または公立の校長の学校の任命権者か、私立学校の設置者が、学校の運営上特に必要がある場合に、教員免許を持っていない方で、なおかつ、一定の教育に関する職の経験がない方であっても、学校教育法施行規則第8条に規定している資格と同等の資格を有すると認められる方については、校長として任命し、または採用することができます。よって、ご提案の趣旨は実現可能です。ちなみに、平成17年4月1日現在、41都道府県市において103名の方が実際に民間人校長として活躍されています。 教頭については、現在のところ、こうした資格要件の緩和は図られていませんが、平成17年10月26日の中央教育審議会答申においても資格要件の緩和が適当であると指摘されているところであり、現在検討を進めているところです。			D	B-2	教頭の資格要件の緩和につきましては、平成17年10月26日の中央教育審議会答申を踏まえ、現在検討を進めているところであり、今年度中に学校教育法施行規則の改正を行い、平成18年度当初からの施行を予定しています。					1002020	不登校児童生徒等を支援する学校を設置しようとする際、実践的な経験を長期に積んだ者を校長・教頭に採用することを可能にする。そのためには、教頭職を担う経験として、フリースクール等の経験を追加し、10年以上の経験がある者を教頭に採用することができるようになる。このままでは、経験が足りない者が学校の教職員としてほとんど参加できなくなってしまう。なお、特別免許状制度による対応については、実際は活用しづらいため、本提案のような規制緩和を期待する。	特定非営利活動法人 東京シューレ	文部科学省		
0830030	初等・中等教育を一貫して行う学校の設置	学校教育法第9条、第37条、第46条	小学校の就学年限は6年とする。中学校の就学年限は3年とする。高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。	D	-	この度は、ご提案いただきありがとうございます。ご提案の趣旨である、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な対応については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」の活用によって実現可能です。											1007010	12年を3等分し、前期、中期、後期とし、前期は第1学年～第12学年とする。 前期は「読み書き計算」の基礎学力習得に重点を置き、中期はその応用と発展を図る。後期の前半までに、現行小・高校の学習指導要領の全内容を習得させる。後期の後半は、いわゆるリベラル・アーツや高等教育の専門基礎に当たる部分に重点を置き、具体的には、歴史、文学、歴史、数学、物理学、化学など、全期間を通じて横や縦的な学習を基本とするが、高等学校相当部分の対外的な成績証明書等は単位制に則って表記する。第1学年までは全科目必修とし、第12学年で選択制を大幅に導入する。 欧米の一流大学院で学位を取得する日本人が減っている。学力不足で入学許可すら得られないケースも増えている。 国際レベルの高等教育に耐え得る人材の育成は、大学では遅すぎる。世界のトップレベルを意識した、初等・中等教育の充実が望まれる所以である。根のない草は育たない。 その基本は、初等教育の「読み書き計算」であり、中等教育の「幅広いバランスの取れた知識と論理的思考力」である。 早い段階での選択制導入は、将来の進路を著しく狭める。今の子供は理数系科目を避ける傾向があるが、人文・社会科学の分野でも、世界レベルを目指す十分な数学力が必要である。理数離れの原因は、小学校段階での算数が消化不良であるためである。	個人	文部科学省	

08 文部科学省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁																	
0830080	修業年限の弾力化	学校教育法第19条、第37条、第46条	小学校の就学年限は6年とする。中学校の就学年限は3年とする。高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。	D	-	この度は、ご提案いただきありがとうございます。ご提案の趣旨である、学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な対応については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」の活用によって実現可能です。また、御提案の4年間同一担任とすることなどについても、各学校の判断により現行制度で実現可能です。											1007060	前期の目標: 1)集団生活に慣れ、好ましい生活習慣を身に付け、読み書き計算の基礎力を確実なものとする。中期の目標: 1)一般的な社会生活・礼儀作法を身に付ける。2)読み書き計算の応用と発展。3)小・中学校学習指導要領の全内容を習得。後期の目標: 1)人間・人生・社会・自然・文化・歴史・科学等について深く考察する。2)高等学校学習指導要領の全内容を習得。3)第12学年では、大学等における専攻分野の基礎となる分野を幅広く学習する。但し、第9学年で普通高校・高等専門学校に進む生徒が、入試などで不利にならないよう教育課程上の配慮する。	6・3・3制の中からは、教科や単元が細分化され、教育課程が総花的にならざるを得ない。12年の大枠で、初めに読み書き計算の基礎学力を確実なものとする時間十分に確保できる。これにより、他教科の学習効率は大幅に高まり、習得のための時間も短縮される。これにより、第11学年までに、学習指導要領を定める高等学校までの全学習内容を習得することは可能となる。小・中・高校の段差をなくし(前の単元の復習や学習内容の先取りがやりやすくなる)。前期・中期の子供の吸収力を最大限に活かす。人間の丸暗記能力は前期段階で最も高いといわれる。後期では、論理的思考の訓練に重点を置く。中等教育段階での選択制は、将来の進路選択幅を著しく狭める。広義の大学入資格試験に数学を課さないのは、先進国日本だけである。	個人	文部科学省																	
0830090	飛び級と原級留置	学校教育法第19条、第37条、第46条	小学校の就学年限は6年とする。中学校の就学年限は3年とする。高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。	C	E	ご提案の小学校、中学校における児童生徒の飛び級については、義務教育の期間は、全国ですべての国民に対し、共通であることに意義があり、地域の特性に応じた地域的要件は考えにくいと、地域間移動の理由の取扱いの問題などから、一部地域のみ特別の取扱いを認める特区制度を適用することは馴染むものではないと考えられます。一方、高等学校の生徒の飛び級についても、特区を実施するに当たっての前提となる地域の特性が想定されないことから、特区制度の適用に馴染むものではないと考えられます。また、本件は、我が国の学校教育制度に大きな影響を与えることから、我が国の公教育の枠組みにかかる問題として、児童・生徒の全人格的成長等の点も勘案し、国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であるため、全国規模の規制改革のご要望としても、直ちに結論を得ることが困難な問題と考えます。なお、特定の分野において特に優れた資質を有すると認められる者については、高等学校から大学への飛び入学が認められていますので、ご提案の趣旨の実現に当たっては、この制度を活用することなども併せてご検討いただければと思います。ご指摘の原級留置については、各学校長が児童生徒の学習状況などを適切に判断し、それぞれの児童生徒の課程の修了認定について行うことになっており、現行制度で実現可能となっております。	右の提案主体の意見を踏まえ、例えば、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)を活用することにより、特定の教科内容について、個人の能力に応じて上学年の学習内容を、あるいは小・一貫教育として小学生が中学生の学習内容を履修することは可能か、回答された。	C	E	学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して指導する基礎的・基本的な内容であり、各学校においては、その内容の確実な定着を図った上で、異なる学年の内容や学習指導要領に示していない内容を指導することは現行でも可能です。また、その際、ご指摘のように上学年の学習内容を前倒して指導する場合は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)の認定を受けることで実施可能です。									1007070	初等中等教育段階における児童生徒の心身の発達には個人差が大きい。近年、その差は拡大傾向にある。飛び級と原級留置はセットである。ある学年で原級留置になっても上の学年で飛び級することもある。学年制をさらに弾力的に考えれば、年度途中で、上または下の学年に編入させることも考えられる。数は、12年と15年大枠の中で、初等中等教育の全課程を十分に習得させることがこの制度の目的である。体力・運動能力や芸術的センスは、学力以上に多様であり、個人差が大きい。この分野の科目は、複数年にわたって授業を受ける。	「学年に達しない子女を、小学校に入学させること」は学校教育法27条で禁止されている。しかし、入学後の飛び級、あるいは特定の科目に限って、上級学年の授業を受けさせることについては、許されてもよめる。実際、大学では、分野の制限はあるが、飛び入学を認めることが増えつつある(高校の修業年限が短縮される)。わが国では、小学校中学校段階での原級留置の規定はなく、具体的な長期欠席者でも進級するケースが多いと思われるが、このような処置は、その後の学習を困難にし、将来的には、職業選択の幅を著しく狭めることにもつながる。近年の引きこもりやフリーター・ニートの急増はその結果である可能性が高い。	個人	文部科学省															
0830100	学期、休業日の弾力化	学校教育法第29条、学校教育法施行規則47条-55条	公立小中学校の学期、当該学校を設置する教育委員会が定める。公立小中学校の休業日 1国民の祝日に関する法律に規定する日 2日曜日及び土曜日 3学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日	D		この度は、ご提案いただきありがとうございます。小中学校の学期及び長期休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定めることになっております。さらに、教育委員会においては、それぞれの教育委員会規則において各学校で定めることとして、各学校に権限を委任することも可能となっております。実際に、学期や長期休業日を弾力化する取組は、各地域で取り組まれているところです。なお、土曜日については、学校、家庭、地域がそれぞれ協力して社会全体で子どもを育てていくという趣旨から、10年間にわけて段階的に進めてきたものであり、現在では、社会全体のシステムの一部であり、国際的にも共通の流れと言えます。このように、土曜日を休業日とする規定について特例を設けて授業を実施することは、適当ではありませんが、実際に、土曜日に学校、家庭、地域が連携し、教職員が参加して希望する児童生徒に対し多様な学習機会を提供することは、現在でも可能であり、多くの学校において取り組まれているところです。是非これらをご理解いただき、児童生徒が多様な学習機会を得られるよう、積極的な取組を実施していただきますようお願いいたします。	右の提案主体の意見について回答された。	C		土曜日を休業日としたのは、中曽根内閣時の前川レポートによるもので、その趣旨は、一般勤労者の年間労働時間の短縮であって、教育論ではなかった(長期の休みがある教員の喫煙年間労働時間が問題になるはずがない)。土曜日は家庭や地域が子供を育てるとしても、24時間、365日経済活動が行われている現在、大人の側が対応できません。毎週土日を休む勤労者はいずれ少人数になるでしょう。また、学校教育の目的は、子供達に好ましい生活習慣を身に付けさせることでもあり、その基本は、毎朝8時に登校することにある。週30時間の授業をやるとして、6時間:5日と8時間:6日、どちらが子供・教員の負担が少ないか、学習効果があるか、生活指導上有効であるか、選択余地を与えても良いのではないだろうか。ちなみに、ドイツ南部諸州の学校は、昔も今も、土曜日に授業をしています。	学校週5日制については、昭和59年9月に「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について、諮問を受けて、21世紀に向けての教育の基本的な方策を示した臨時教育審議会の答申で提言がされています。『教育改革に関する第二次答申、昭和61年4月』									1007080	成績通知表の作成は年2回とするが、授業時間割制(年4回)に変更する(但し、同じものを継続することもある)。長期休業は3週間を超えるもの、年間を通して継続したほうがよいもの、半年で終わってよいものなどがある。また、ある科目のある単元を学習してからのほうが、他の科目のある単元がより理解し易いということもある。それらを合理的に組み合わせ、学習効率のよい年間計画を立てるには、3ヶ月毎の時間割組み替えが適当である。従来以上の学習成果が期待できると共に、毎週の授業科目数を減らすことにより、生徒の負担を軽減することができる。1ヶ月以上の長期休業は、せっかく身に付けた好ましい生活習慣や知識・能力を無効にする恐れがある。	「家庭や地域の教育力の回復と活性化」という建前論が破綻していることは、各種世論調査でも既に明かです。現在、土曜日に学校行事等がやり難くなったのは、教員に代休を与えるのが難しいからでしょう。要するに勤務時間の問題に矮小化されているわけです。本来、勤務時間の問題は年間の総計で議論すべきであり、曜日の問題ではありません。望ましい生活習慣の基本は「早寝早起き」であり、児童生徒の場合、それを規定するのは「登校時間」です。年間登校日数が「日でも多いことが望まれる」ので、現在、平均的公立学校の登校日数は200日を切っており、実際授業日数はその9割を切っているでしょう。年間授業時間数は国際平均を下回っています。教育の質的・量的な充実こそ世界共通の課題であり、特区制度により各種試行錯誤が認められることを願います。	右の提案主体の意見について回答された。	C														
0830110	教科に関する規定の弾力化(教科名、必修・選択授業時間数、学年配当、学習指導要領、その他)	学習指導要領	各学校は、学習指導要領等の教育課程の基準に基づいて、教育課程を編成・実施するものとされている。	D		この度は、ご提案いただきありがとうございます。ご提案にありますような教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」により行うことができます。											1007090	教科の学年配当は従来のものとなり異なるが、第11学年終了時点で、少なくとも現行の学習指導要領の内容はすべて網羅するよう教育課程を編成する。特に理数科目については、欧米の高校の理系コースに匹敵する授業内容と授業時間数を確保する。但し、そのために、文・社会系科目や時間数を削減することはせず、授業日数や適当な授業時間数を増やすことにより対応する。第11学年までの教科はすべて必修とする。選択制は第12学年において大幅に取り入れる。	全ての学習の基礎である「読み書き計算」能力を前期で集中的に身に付けさせることにより、それ以降の学習の効率化を図る。高校までの教科内容は、21世紀人の教養の範囲に属する。広義の大学入試で数学が必須でないのは、先進国日本だけである。早い段階での選択制導入は、将来の進路選択の幅を著しく狭めることになる。日本の大学生は、専門基礎・周辺科目が非常に弱いと言われる。それをカバーするため、第11学年までは全科目必修とする。英語で専門分野の論文を読み書きするためには、「文法・読解・作文」方式が適当である。基礎・基本がしっかりしていれば、会話は単なる「慣れ」の問題である。	個人	文部科学省																	

08 文部科学省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0830190	教員免許の弾力的運用	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第4条第1項～第6項、同法第16条の5第1項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を有していることから、各相当の教員免許を有する者であり、それ以外の高い教員免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	C		教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性を持っているため、それぞれの学校の種類ごとの免許を有していることが必要です。中学校の免許状所有者については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが現行制度においても可能となっています。しかしながら、学級担任においては子どもの発達段階にあわせて適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできないことをご理解くださいますようお願い申し上げます。		右の提案主体の意見について回答された。また、例えば、中学校の免許状所有者が、小学校の免許状を有しない場合に、専ら小学校の特別免許状が授与されれば、小学校段階で学級担任となることもできるのか、さらに、例えば、中学校の免許状を所有している場合、すでに大学において修得した単位に加え、小学校の免許状取得に不足している単位を新たに修得すれば、小学校の普通免許状も取得でき、中学校免許と小学校免許を併用できることになるのか。			現在、児童の成長は年々発達しており、小学校高学年はむしろ中学生としての対応が必要であると考え、つまり、児童と生徒の発達の時期においては、教科の専門性による指導と、思春期を迎える生徒指導の両面の対応が望まれる。こうしたことから、中学校において学級担任をしている中学校の教員の指導力は大きな戦力として期待できるものである。したがって、教員免許の弾力化、とりわけ中学校教員免許状所有者は、小学校における専門教科の指導だけでなく、高学年(5～6年生)に限って担任することを認めるという考えはないのか。		1135160	中学校免許のみを所有する教員が、小学校において学級担任となることにより、児童生徒の発達や心理の理解を深め、指導の効果を高める。	現在の教員免許制度では、中学校免許状については小学校の専科指導に限られている。小中学校の教員の指導の連携やきめ細かな指導を充実するには、中学校のみの免許状を有する教員であっても小学校の学級担任を可能としたい。	逗子市	文部科学省
0830200	県費教員職員の選考権限の市への移譲	教育公務員特例法第11条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条	県費負担教職員の採用選考はその任命権者たる都道府県・政令指定都市教育委員会の教育長が行う。	C		全体的な視野から教職員の採用・配置を行い、幅広く人材の有効活用を行う必要があることから、政令市を除く(市町村立学校の県費負担教職員については、都道府県教育委員会が任命権者とされています。この趣旨に鑑みて、特定の市のみで採用・配置される職員を県費負担教職員として県教委が任用するよう義務付けることは困難です。なお、市町村費負担による教職員の任用については、現在認められている特例措置によって実現可能です。この制度については全国で実施できるよう検討を進めているところです。)		右の提案主体の意見について回答された。		ご案内のとおり、市町村費負担により教職員を採用することは特別措置により可能とされているところですが、政令市を除く(市町村立学校の県費負担教職員の任命権者が都道府県教育委員会となっている趣旨は、全体的な視野から教職員の採用・配置を行い、幅広く人材の有効活用を行う必要があるという点にあります。このことから、特定の市で任用される教員を県費負担教職員として採用するよう、県教委に義務付けることは困難です。なお、指導力不足教員の対応については、現在、すべての都道府県・指定都市教育委員会において継続的な指導、研修を行い、状況に応じ免許等の分限処分や他の職への転任等を行うシステムが構築・運用されているところですが、学校や市町村教委にも十分に連携、協働したきめやかな、適切に運用が進められるようにまいります。併せて、条件別採用期間制度の趣旨が生かされるようその厳正な運用を促してまいります。また、教員採用についても、各都道府県教委等において、真に教員にふさわしい方が採用されるよう引続き改善を進めていただいているところです。		右の提案主体の意見について回答された。	提案の本意は、即戦力となる教員の確保であり、すべての県費負担教職員の採用で任用した教員に就いては、幅広い人材の確保と認識してありますが、ご指摘のように、配置については市に必要とまで縛りつけようというのではなく、採用後に適当な期間が経過した後は、次の教員が確保されている状況であることから、他の県費負担教職員と同じで問題ない。貴省回答にある「全体的な視野から教職員の採用・配置を行い、幅広く人材の有効活用を行う必要がある」という趣旨が、いかに重要とされているのか、いかがか。	逗子市	文部科学省		
0830210	学校運営協議会の権限強化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項	1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」とい。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。	D		ご提案の趣旨については、第7次提案の際にご説明したとおり、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることで実現可能なものであり、地域の声を学校運営に反映させることにより市民教育の推進にも資するものと考えます。実際に、教職員の人事については、「指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。」と定められているところであり、学校運営協議会が一定の権限を有しております。なお、今年度、貴市立市立之倉小学校が、コミュニティ・スクール推進事業の調査研究校の指定を受け、調査研究を実施しておりますので、そうした事業を実施している中で、具体的な問題点を教えて頂ければと思います。また、教科書採択に地域の意見を反映させることについては、現行制度のもとでも、採択地区の小規模化を図るとともに、採択の決定過程に保護者等を参画させることにより、貴市において、文部科学省でもこれらの取組を促しています。貴市におかれては、市単独の採択地区を設定することと、選定委員会等に地域の代表者等を加えることにより、貴市で使用される教科書の採択過程へ地域住民等の参画が可能になると考えますので、ご検討いただきたいと思います。	右の提案主体の意見によると、「事実上可能となっているものを明文化できない(特区として認められない)理由を提示願いたい。」とあるが、このことについて回答された。	本市の提案は、貴省の回答で「教育委員会が、首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることで実現可能」としている事実上の権限を、特区として認められない理由を提示願いたい。また、貴市において、今年度実施されているコミュニティ・スクール推進事業において、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の趣旨が実現可能か御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただければと思います。		右の提案主体の意見について回答された。	繰り返になり恐縮ですが、貴市の御提案の趣旨は、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の趣旨が実現可能か御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただければと思います。また、貴市において、今年度実施されているコミュニティ・スクール推進事業において、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の趣旨が実現可能か御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただければと思います。また、貴市において、今年度実施されているコミュニティ・スクール推進事業において、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の趣旨が実現可能か御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただければと思います。最後に、「明文化できない」理由、どのことですが、貴市の運用次第で事実上可能となっていることが何故できないのか、何がネックとなっているのか、まずご教示いただければと思います。	1138010	(事業内容) 1 地教行法第47条の5第4項及び第5項の権限の強化(第3条と同様に学校運営及び職員採用・任用について協議会の承認を必要とする) 2 教科書採択に関して、採用する教科書について協議会の承認を必要とする(効力) 教育委員会が、学校運営に関する承認権の一部を協議会に付与することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく(学校運営協議会)については、地域住民の意見を任命権者が尊重するという点で評価は高く、付与されている権限が不十分であり、残念ながら教育委員会の諮問期間を超えるものではない。前回提案時の回答において、随所に「教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより実現可能」との見解を述べたが、本市は、単に学校運営に付する実質的な承認を必要とするだけでなく、「承認する」と明文化し法制度として保障することにより、学校運営に付する承認権を行使し、市民が責任を持って学校運営に参画することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことである。	多治見市	文部科学省	
0830220	学校運営協議会委員任命について市長の市長との関与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項	学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。	D		第7次提案の際にご説明したとおり、学校運営協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續きに關与する一定の権限が付与される機関であるため、委員については、管理職である教育委員会の責任において、人選が行われ、その身分上の取扱い等についても明確にした形で任命される必要があります。また、教育基本法から要請される教育の政治的中立の確保のためにも、学校運営協議会の委員の任命権は教育委員会であり、市長の承認を必要とするようにこの権限を制限することは困難です。ご提案の趣旨については、市長の承認がなくとも、学校運営協議会の委員任命の際に教育委員会が首長の意向も十分に踏まえることで実現可能であると考える。なお、今年度、貴市立市立之倉小学校が、コミュニティ・スクール推進事業の調査研究校の指定を受け、調査研究を実施しておりますので、そうした事業を実施している中で、具体的な問題点を教えて頂ければと思います。	右の提案主体の意見によると、「事実上可能となっているものを明文化できない(特区として認められない)理由を提示願いたい。」とあるが、このことについて回答された。	本市の提案は、貴省の回答で「教育委員会が、首長の意向を十分に踏まえることで実現可能」としている事実上の承認権を、特区として認められない理由を提示願いたい。また、貴市において、今年度実施されているコミュニティ・スクール推進事業において、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の趣旨が実現可能か御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただければと思います。最後に、「明文化できない」理由、どのことですが、貴市の運用次第で事実上可能となっていることが何故できないのか、何がネックとなっているのか、まずご教示いただければと思います。		右の提案主体の意見について回答された。	繰り返になり恐縮ですが、貴省の回答にあるとおり教育委員会が首長の意向を十分踏まえることにより実現可能。とした場合教育委員会の意向と首長及び協議会の意向が一致する場合は良いが、一致しない場合には首長及び協議会の意向を踏まえるものがないこととなります。本提案は、それを担保するためのものであり、それを担保するために委員の任命について首長の承認を必要とすることを構造改革特区という限定的な枠組みの中で明文化するよう提案するものである。コミュニティ・スクールの可能性を探る意味でも構造改革特区という実証実験的な枠組みの中で取り組むことは有用であると考えられる。	1138020	学校運営協議会委員の任命について市長の承認を得る。	御懸念の教育委員会の意向と首長及び学校運営協議会の意向が一致しない場合については、双方が十分に議論を尽くす中で、首長や教育委員会が一体となって教育活動に当たっていただくことにより、市民の意見を積極的に反映させることができ、教育委員会の数量により反映されるかどうか決定されるものであるため、本市は教育委員会の構成に市民の意向を確実に反映させるには、委員の任命について市長の承認を必要とあり、「実質的に反映できる」とは、なく、「法制度として保障すること」に意義があると考えられる。	多治見市	文部科学省	